

松原市民図書館

活動報告

2014年度

編集・発行 松原市民図書館

2015. 7

はじめに

本市における図書館活動は、昭和45年の「雨の日文庫」（家庭文庫）の発足により始まった。図書館は建物ではなくシステムであるという認識のもとに、昭和49年自動車図書館の発足、引き続き、分室・分館の開設等によりシステムの拡充をはかり、“どこでも、誰でも”が利用できる図書館サービスにとりくんできた。今後については、平成25年5月の松原市図書館適正配置等検討委員会の答申に基づき、松原らしい特色のある図書館をめざしていく。

市民図書館の基本的考え方

- (1) 市民図書館は、AV資料（ビデオ・CD等）を含め資料の貸出をサービスの中核とする。

<個人貸出>

読書案内、予約サービスの継続的・発展的な実践によって、8つの地域館で構成される図書館サービスシステムにより市全域でのサービスに努める。

<団体貸出>

市内で活動する家庭・地域文庫をはじめ、福祉施設・学校・幼稚園・保育所・事業所・病院・市民サークル等への団体貸出の促進に努める。また、学校図書館や家庭・地域文庫等、ともに市民の読書振興に努める団体と連携を密にし、おはなし会や図書館紹介オリエンテーションを通じ、児童生徒の読書の普及に努める。

- (2) 障害者・病人・高齢者に対するサービス

図書館まで来ることが出来ない市民に対し、配本車による自宅・施設（病院・老人ホーム等）への直接配本サービスの充実を図る。また視覚障害者には、大活字本の整備・対面朗読・自宅へ出向いてのリーディングサービス並びに録音資料の郵送提供等、障害者のニーズに沿ったサービスに努める。また、全国の関係施設が所蔵する点字・録音資料の資料検索システムを使い、幅広い資料の提供にも努める。

- (3) 調査・研究への援助

市政郷土資料・参考資料を整備し、調査相談業務の充実に努める。

- (4) 蔵書情報提供の推進

松原図書館をはじめ市内各地域館に設置の利用者用資料検索コンピュータによる情報提供のほか、インターネットを通じて、蔵書情報検索サービスを推進する。

- (5) 各種事業（講座・講演会）の充実

古典文学講座・絵本とおはなし講座・朗読講習会等を市民参加のもとに積極的に開催し、市民の生涯学習にふさわしい事業として、他の関連施設と協力し市民文化の向上に努める。

- (6) 乳幼児サービスとして、赤ちゃんと保護者への読み聞かせ等を行い、絵本を介して赤ちゃんとおふれあうことの大切さを伝える。

- (7) 市民の幅広い要求に応えるため図書館資料の充実はもとより、国立国会図書館をはじめ、

大阪府立図書館や近隣公立図書館とも連携を図りながら資料提供に努める。

(8) プラネタリウム

現在休止中。

(9) 集会室

松原図書館・松原南図書館・恵我図書館においては、単独の集会室設備を備えており、図書館が行う事業だけでなく、地域の方々の自主的な活動の場を提供する。

※松原南図書館については、平成27年4月1日より休止中。

目 次

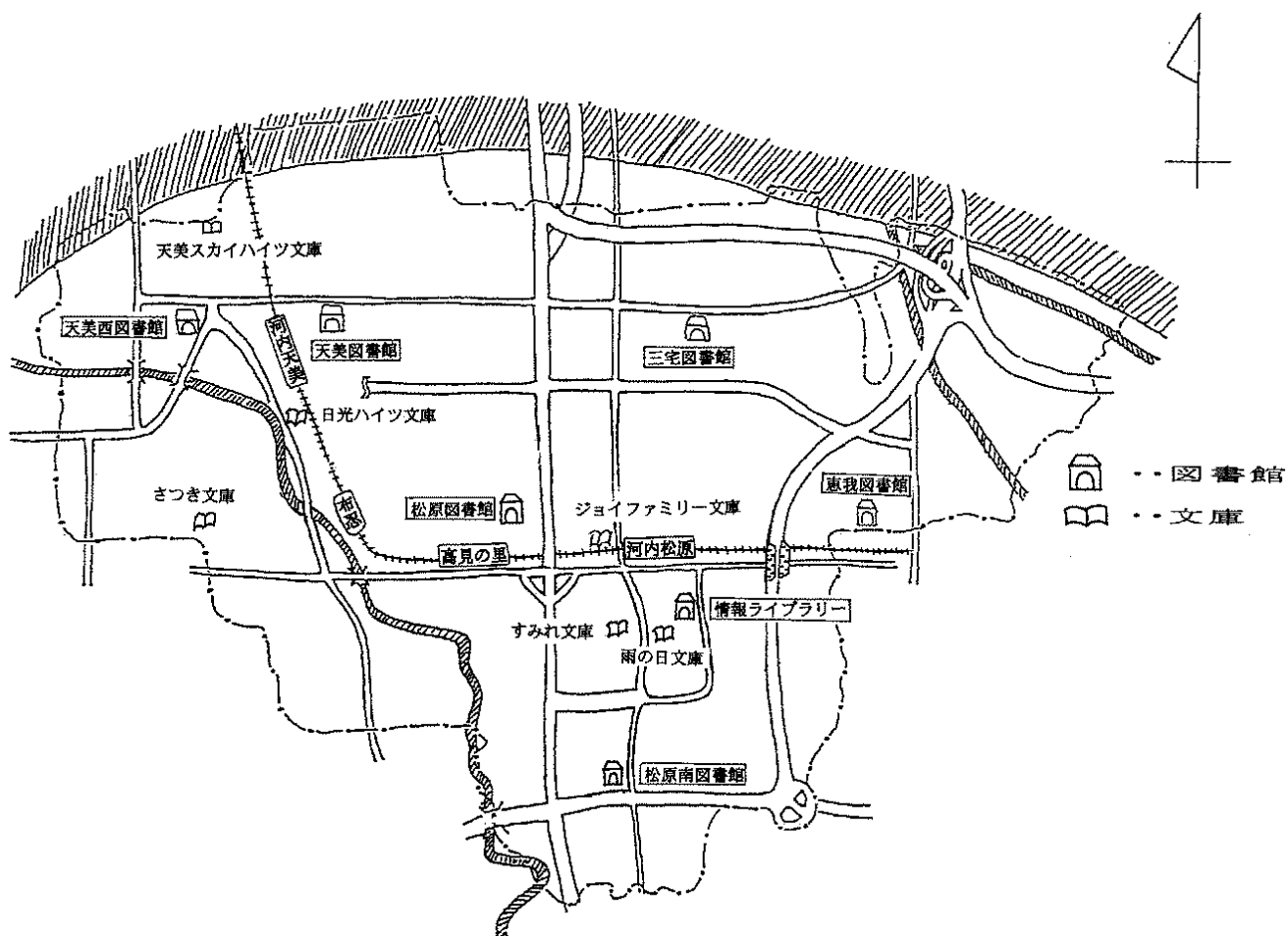
	ページ
(1) あゆみ	1
(2) 図書館・文庫システムマップ	3
(3) 施設の概要	4
(4) 松原市民図書館機構図並びに職務分担表	5
(5) 職員研修	6
(6) 蔵書	7
(7) 利用	10
(8) フリーサービス（障害者サービス）	16
(9) 集会室の利用状況	19
(10) 文化活動（講座・講演会）	19
(11) 資料展示	23
(12) 子どもに対する活動	24
(13) 学校との連携協力委員会	27
(14) 刊行物	29
(15) 予算	29
(16) 図書館協議会	29
(17) 子ども文庫及び関連団体	30
(18) 市民図書館アシスト倶楽部	30
(19) まつばら電子図書館（電子書籍サービス）	31
(20) プラネタリウム	31
※付録	
松原市図書館条例	32
松原市民図書館管理運営規則	35
松原市民松原図書館集会室に係る自習室利用事業実施要綱	43
松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱	45
松原市民プラネタリウム館条例	47
松原市民プラネタリウム館管理運営規則	48
松原市図書館適正配置等検討委員会規則	51

(1) あゆみ

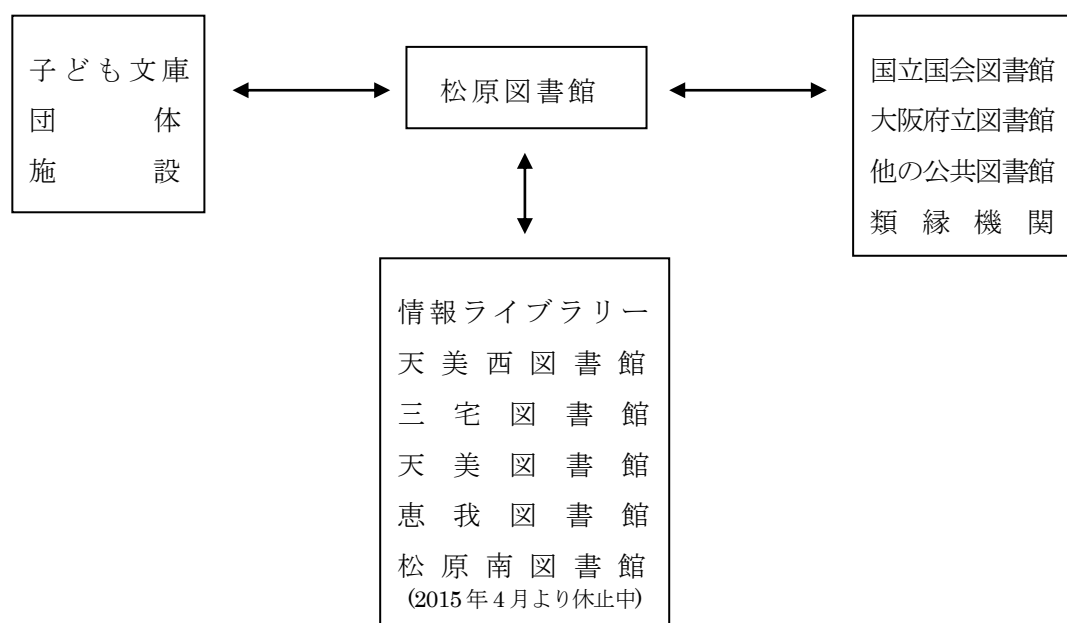
- 1970年(昭和45) 7月. 「雨の日文庫」誕生
- 1972年(昭和47) 4月. 松原子ども文庫連絡会発足
- 1973年(昭和48) 7月. 中央公民館内に地域文庫“松ぼっくり”誕生
11月. 松原市自動車図書館運営と将来計画委員会発足
- 1974年(昭和49) 4月. 自動車図書館12駐車場で発足
地域文庫“松ぼっくり”市へ移管、市立中央公民館内に公民館図書室として開設
- 1975年(昭和50) 1月. 「松原市図書館設置計画審議会」発足
- 1976年(昭和51) 6月. 配本車受贈(松原ライオンズクラブより)
7月. 市立天美公民館内に図書室開設(条例制定後は分室)
11月. 「図書館設置計画審議会答申」が出される
- 1977年(昭和52) 4月. 「松原市図書館条例」「松原市民図書館管理運営規則」公布
松原市民図書館発足、中央公民館図書室を松原駅前分館としてシステムの本拠地とする。布忍公民館内に布忍分室開設
- 1978年(昭和53) 5月. 布忍分室休室
7月. 三宅公民館内に三宅分室開設
- 1979年(昭和54) 4月. 布忍分室を新町分室として再開設
- 1980年(昭和55) 7月. 松原図書館開館、プラネタリウム館開館
コンピュータシステム導入(日本メモレックス)
- 1981年(昭和56) 5月. 天美図書館開館
6月. 障害者サービス(フリーサービス)開始
8月. 自動車図書館買い換え
- 1982年(昭和57) 5月. 恵我図書館開館
- 1984年(昭和59) 5月. 三宅図書館開館(三宅分室閉室)
- 1985年(昭和60) 4月. 松原図書館書誌情報検索システム稼働(ハネウエル)
5月. 松原南図書館開館、並びに松原図書館とオンライン稼働
10月. 新町分室、西除川改修工事のため休室(～昭和61年3月)
- 1986年(昭和61) 5月. 全地域館オンライン稼働
12月. 配本車受贈により更新(松原ライオンズクラブより)
- 1988年(昭和63) 6月. 天美西図書館開館(5月 天美分室閉室)
- 1990年(平成2) 12月. CDの貸出開始
- 1991年(平成3) 2月. 松原駅前分館、移転のため休館
3月. 松原小学校内に松原分館開館(松原駅前分館閉館)
9月. 市立老人福祉センターへの団体貸出開始
- 1992年(平成4) 3月. 恵我図書館研修室整備完了
- 1993年(平成5) 7月. コンピュータシステム入れ換え(NECS)
利用者用資料検索コンピュータ設置
11月. 情報ライブラリー開館(10月 松原分館閉館)

- 1994年(平成6) 8月. ビデオの貸出開始
- 1995年(平成7) 1月. パソコン通信による蔵書検索サービス開始
11月. 配本車受贈により更新(松原ライオンズクラブより)
聴覚・言語不自由者対象にFAXによる予約・問い合わせ受付開始
- 1996年(平成8) 4月. パソコン通信による蔵書検索サービス時間延長(22時まで)
- 1997年(平成9) 3月. 利用者用資料検索コンピュータの更新
7月. 自動車図書館買い換え
- 1999年(平成11) 4月. 集会室・プラネタリウムの利用にあたって障害者減免を実施
- 2000年(平成12) 4月. 新町図書館開館(2月 新町分室閉室)
- 2003年(平成15) 1月. コンピュータシステム入れ替え(富士通)
インターネットによる蔵書検索サービス開始(パソコン通信による蔵書検索サービス停止)
2月. 集会室予約システム稼動
- 2004年(平成16) 2月. 松原図書館の開館時間を延長(10時～17時→10時～19時、火～金のみ)
館内整理休館を月末日から第3木曜日に変更
- 2005年(平成17) 4月. 松原図書館の土・日曜及び各地域館の開館時間を延長(10時～17時→10時～17時30分)
- 2006年(平成18) 4月. 阪南大学図書館と相互利用を開始
- 2007年(平成19) 3月. 自動車図書館廃止
4月. 松原図書館祝日開館を実施(ただし、月曜と第3木曜を除く)
(開館時間は10時～17時30分)
- 2009年(平成21) 3月. 松原市子ども読書活動推進計画策定
4月. 大阪市と図書館の相互利用を開始
- 2011年(平成23) 3月. 「これからの松原市民図書館のあり方について」答申(松原市民図書館協議会)
6月. 松原市図書館適正配置等検討委員会発足
9月. 市民図書館アシスト倶楽部(図書館ボランティア)発足
11月. DVDの貸出開始
- 2012年(平成24) 7月. 中部9市(八尾市、柏原市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市)で図書館の相互利用を開始
- 2013年(平成25) 5月. 「図書館の適正配置及び規模、ならびに市民サービスの充実などについて」答申(松原市図書館適正配置等検討委員会)
- 2014年(平成26) 3月. プラネタリウム館休止
10月. まつばら電子図書館運用開始(7月より試行)
- 2015年(平成27) 3月. 新町図書館廃止(3月末をもって廃止)
- ※松原南図書館については、2015年(平成27)4月1日より休止しています。

(2) 図書館・文庫システムマップ



〈図書館サービスのネットワーク〉



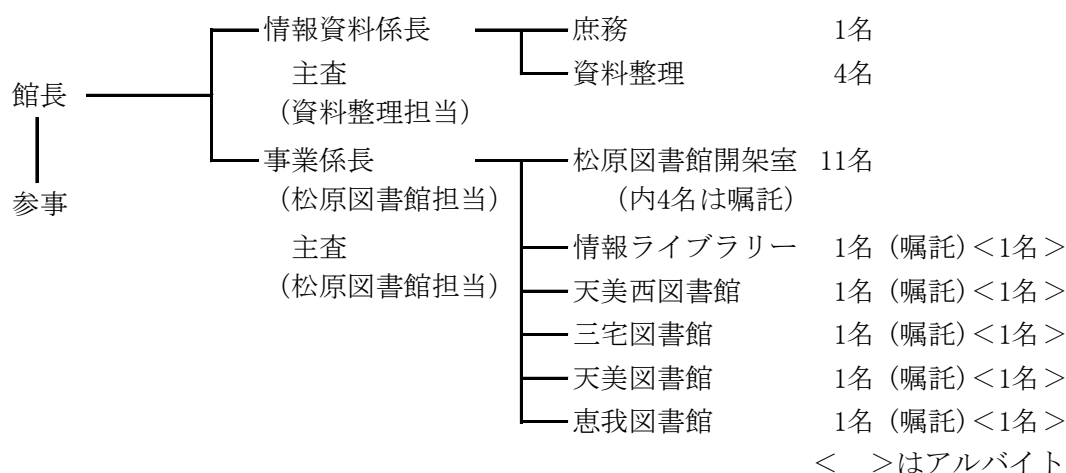
(3) 施設の概要

名称	所在地		構造形態	規模 (敷地面積)	施設概要
	設立年	用地費 千円	建設費 (含設計) 千円		初年度備品 千円
松原 図書館	〒580-0044 田井城1-2-23 TEL334-8060 FAX330-1475		RC. 単独	1,551㎡ (2,175㎡)	開架貸出室. 集会室. 事務室 会議室. 書庫. 作業室. 車庫 プラネタリウム室
	1980年	131,798	255,745		72,950
情報 ライブラリー	〒580-0016 上田7-11-19 TEL&FAX335-4000		RC. 併設	194㎡ (1,400㎡)	開架貸出室. 事務室
	1993年	—	—		14,680
天美西 図書館	〒580-0034 天美西1-18-28 TEL&FAX330-0551		RC. 併設	346㎡ (600㎡)	開架貸出室. 事務室
	1988年	50,182	72,166		22,300
三宅 図書館	〒580-0046 三宅中3-17-15 TEL&FAX332-8560		RC. 併設	354㎡ (1,034㎡)	開架貸出室. 事務室
	1984年	148,000×0.5	143,200×0.5		9,300
天美 図書館	〒580-0032 天美東7-103 TEL&FAX336-7300		RC. 併設	333㎡ (1,521㎡)	開架貸出室. 事務室. お話室
	1981年	無償貸与	51,038		7,500
恵我 図書館	〒580-0003 一津屋1-10-15 TEL&FAX333-2020		RC. 併設	551㎡ (1,733㎡)	開架貸出室. 集会室. 事務室
	1982年	45,228	91,406		9,500
松原南 図書館 (2015年4月より 休止中)	〒580-0014 岡5-11-19 TEL&FAX332-0373		RC. 単独	447㎡ (415㎡)	開架貸出室. 集会室. 事務室 お話室
	1985年	107,279	79,711		11,500

(4) 松原市民図書館機構図並びに職務分担表

〈機構図〉

(2015年4月現在)



正規職員 15名 アルバイト職員 9名 (内3名は6月末まで)

嘱託職員 9名

※アルバイト職員数は実人数を記載しています。

〈職務分担表〉

(2015年4月現在)

資料整理	図書の発注・受入 AV資料の発注・受入 委託業務の指導
図書選定委員会 (4名)	図書・AV資料の選択
カウンター業務	資料の貸出・返却 レファレンス 相互貸借 その他奉仕に関すること
フリーサービス委員会 (4名)	障害者への資料の貸出・返却 ボランティアへの協力
学校との連携協力委員会 (4名)	小学校3年生を対象として図書館見学の実施 中学生を対象として職業体験の実施 学校図書館への協力
古典文学講座 (2名)	企画・運営
絵本とおはなし講座 (4名)	〃
図書館まつり (3名)	図書館まつりの企画・運営を市民と共に行う
図書館広報 (4名)	「かわちもめん」(館報) の編集・発行 「広報まつばら」(市の広報紙) との連携 ホームページ更新
コンピュータ業務 (3名)	新着案内等各種リスト及び月報・年報等各種統計の作成
電子書籍サービス (3名)	コンテンツの選定・発注・検証 コンテンツ紹介画面の管理 統計管理 その他電子書籍に関すること

(5) 職員研修

主催	テーマ	月日	場所
大阪公共図書館協会	平成26年度第1回大阪公共図書館協会研修会 「基礎から学ぶ図書館システムーその歴史と調達まで」	7月16日	大阪市立中央図書館
	平成26年度参考業務実務研修 参考業務基本研修	1月9日	大阪府立中央図書館
	専門別参考業務実務研修	2月13日	大阪府立中央図書館
	〃	2月25日	〃
	〃	3月6日	〃
大阪府立中央図書館	平成26年度公立図書館と学校との合同研修 「豊中市の学校図書館と公共図書館との連携について」	8月5日	大阪府立中央図書館
	平成26年度協力貸出業務担当者連絡会	2月26日	大阪府立中央図書館
	平成26年度児童サービス担当者連絡会	3月13日	大阪府立中央図書館
	大阪府内市町村図書館等障がい者サービス情報交換会	3月18日	大阪府立中央図書館
大阪府教育委員会	平成26年度大阪府図書館司書セミナー 「書籍の電子化と図書館のアクセシビリティ向上」	12月9日	大阪府立中央図書館
近畿視覚障害者情報サービス研究協議会	平成26年度図書館サービス委員会	5月22日	日本ライトハウス情報文化センター
	〃	7月31日	〃
	〃	11月27日	〃
	平成26年度ボランティア・職員研修会	12月4日	玉水記念館
豊中市立図書館	市川里美講演会「絵本で描く世界」	8月8日	千里文化センター
おおさか市町村職員研修研究センター	戦略的な情報発信研修	7月25日	マッセOSAKA

(6) 蔵書

〈年度別蔵書数の推移〉

年	冊数 (内児童書)
1974	22,011 (8,623)
1975	35,304 (15,546)
1976	49,066 (23,470)
1977	67,913 (33,192)
1978	84,911 (41,162)
1979	130,095 (57,848)
1980	166,452 (73,612)
1981	198,623 (87,250)
1982	219,839 (91,405)
1983	245,839 (99,992)
1984	267,573 (108,884)
1985	301,756 (121,437)
1986	317,982 (127,890)
1987	351,576 (138,606)
1988	341,386 (124,648)
1989	365,760 (132,320)
1990	384,303 (135,944)
1991	401,108 (139,978)
1992	415,145 (143,013)
1993	426,817 (145,206)
1994	441,509 (148,185)
1995	457,109 (151,370)
1996	469,074 (154,593)
1997	466,809 (157,585)
1998	474,228 (160,153)
1999	482,297 (161,533)
2000	483,726 (164,154)
2001	486,279 (166,393)
2002	495,091 (169,246)
2003	500,455 (165,862)
2004	493,536 (164,596)
2005	500,902 (166,993)
2006	500,699 (169,270)
2007	506,297 (171,514)
2008	484,285 (171,376)
2009	491,038 (173,770)
2010	480,175 (163,538)
2011	473,145 (160,530)
2012	456,895 (158,149)
2013	443,736 (155,088)
2014	429,684 (152,955)

〈館別開架図書冊数〉

館別開架図書冊数	
松原図書館	87,000
情報ライブラリー	28,000
天美西図書館	39,000
三宅図書館	34,000
新町図書館	24,000
天美図書館	34,000
恵我図書館	36,000
松原南図書館	39,000
書庫	112,000
*上記の数は概数	

(2015年2月現在)

*各図書館の書架上の冊数

*新町図書館は2015年3月末をもって廃止

〈図書以外の資料〉

種別	所蔵数
C D	9,144点
ビデオテープ	492点
DVD	272点

(2015年3月末現在)

〈新聞〉

紙名	所蔵館
朝 日 新 聞	1・4
産 経 新 聞	1・2
毎 日 新 聞	1・6
読 売 新 聞	1・7
日 本 経 済 新 聞	1・3
サンケイスポーツ	3・4
スポーツニッポン	2
スポーツ報知	6
デイリースポーツ	7
日刊スポーツ	1
しんぶん赤旗	1
公 明 新 聞	1
社 会 新 報	1
自 由 民 主	1
プ レ ス 民 主	1
そ の 他 官 報	1

所蔵館番号

- 1 松原図書館
- 2 情報ライブラリー
- 3 天美西図書館
- 4 三宅図書館
- 6 天美図書館
- 7 恵我図書館

(2015年4月現在)

〈雑誌〉

No. 雑誌名	No. 雑誌名	No. 雑誌名
1 AERA(アエラ)	19 演劇界	37 CREA(クレア)
2 アニメージュ	20 演劇ぶっく	38 クロワッサン
3 あまから手帖	21 オートバイ	39 群像
4 anan(アンアン)	22 オール読物	40 芸術新潮
5 いきいき	23 オレンジページ	41 Gainer(ゲイナー)
6 一個人	24 カジカジ	42 月刊カラオケファン
7 一枚の繪	25 学校図書館	43 月刊碁ワールド
8 いなか暮らしの本	26 家庭画報	44 月刊社会教育
9 with(ウィズ)	27 関西のつり	45 月刊Songs(ソングス)
10 UOMO(ウオモ)	28 キネマ旬報	46 現代詩手帖
11 栄養と料理	29 Can Cam(キャンキャン)	47 現代の図書館
12 eclat(エクラ)	30 NHKきょうの健康	48 COTTON TIME (コットンタイム)
13 エコノミスト	31 NHKきょうの料理	49 子供の科学
14 ESSE(エッセ)	32 NHKきょうの料理ビギナーズ	50 Como(コモ)
15 edu(エデュ)	33 Ku:nel(クウネル)	51 ゴルフダイジェスト
16 ELLE JAPON(エルジャポン)	34 Goods Press(グッズプレス)	52 Saita(咲いた)
17 LDK(エルディーケー)	35 クーヨン	53 サッカーai
18 園芸ガイド	36 CLASSY. (クラッシィ)	54 SAPIO(サピオ)

No. 雑誌名	No. 雑誌名	No. 雑誌名
55 サライ	90 創	125 婦人画報
56 サンキュ!	91 ディスカバージャパン	126 婦人公論
57 JTB時刻表	92 デジキャパ!	127 FRaU(フラウ)
58 週刊金曜日	93 鉄道ジャーナル	128 部落解放
59 週刊ダイヤモンド	94 テニスマガジン	129 PLUS 1 LIVING (プラスワンリビング)
60 週刊東洋経済	95 天文ガイド	130 BRUTUS(ブルータス)
61 NHK趣味の園芸	96 陶遊	131 プレジデント
62 NHK趣味の園芸ビギナーズ	97 図書館雑誌	132 文學界
63 Jurist(ジュリスト)	98 ドライバー	133 文藝春秋
64 NHK将棋講座	99 Number(ナンバー)	134 Baby-mo(ベビモ)
65 小説現代	100 ニコプチ	135 pen(ペン)
66 小説新潮	101 日経WOMAN(ウーマン)	136 VOCE(ボーチェ)
67 小説推理	102 日経おとなのOFF(オフ)	137 盆栽世界
68 小説すばる	103 日経TRENDY(トレンドイ)	138 毎日が発見
69 人権と部落問題	104 日経ビジネスAssocie (アソシエ)	139 Mart(マート)
70 新潮	105 日経PC21	140 marisol(マリソル)
71 新潮45	106 日経ヘルス	141 ミセス
72 すてきにハンドメイド	107 日経マネー	142 ミセスのスタイルブック
73 STORY(ストーリー)	108 日本カメラ	143 mini(ミニ)
74 住まいの設計	109 日本児童文学	144 みんなの図書館
75 相撲	110 ニューズウィーク日本版	145 みんなのねがい
76 スラッガー	111 Newton(ニュートン)	146 MOE(モエ)
77 正論	112 俳句	147 やさい畑
78 世界	113 BAILA(バイラ)	148 山と溪谷
79 川柳マガジン	114 HERS(ハーズ)	149 ゆうゆう
80 装苑	115 パッチワーク通信	150 ラジオ深夜便
81 Diamond ZAi (ダイヤモンドザイ)	116 母の友	151 RCmagazine (ラジコンマガジン)
82 ダ・ヴィンチ	117 25ans(ヴァンサンカン)	152 LEE(リー)
83 食べ物文化	118 美術の窓	153 リンネル
84 たまごクラブ	119 ピチレモン	154 歴史読本
85 短歌研究	120 BIG tomorrow (ビッグトゥモロウ)	155 レコード芸術
86 淡交	121 美的(BITEKI)	156 レタスクラブ
87 danchu(ダンチュウ)	122 BE-PAL(ビーパル)	157 レディブティック
88 ちいさいなかま	123 ViVi(ヴィヴィ)	158 ROCKIN' ON JAPAN (ロッキングオンジャパン)
89 中央公論	124 FYTTE(フィッテ)	

(2015年4月現在)

(7) 利用

〈年度別貸出冊数〉

年度	総貸出冊数 (冊)	
1974	1 5 3, 6 9 7	自動車図書館開始
1975	1 9 6, 2 6 5	
1976	2 3 0, 2 6 0	天美分室開室
1977	3 6 1, 0 9 5	布忍分室開室
1978	3 4 3, 5 4 4	布忍分室休室、三宅分室開室
1979	4 0 5, 0 3 2	新町分室開室
1980	5 1 8, 2 2 2	松原図書館開館
1981	6 2 7, 1 5 0	天美図書館開館
1982	6 7 5, 9 6 1	恵我図書館開館
1983	6 3 9, 5 8 4	
1984	6 4 0, 6 0 8	三宅分室閉室、三宅図書館開館
1985	6 2 8, 2 4 4	松原南図書館開館、新町分室半年休室
1986	5 8 2, 4 0 5	
1987	5 7 7, 5 8 8	
1988	5 8 0, 8 4 8	天美分室閉室、天美西図書館開館
1989	5 6 2, 9 0 2	
1990	5 8 5, 9 2 1	松原駅前分館閉館、松原分館開館
1991	5 9 0, 8 5 0	
1992	6 2 9, 0 1 1	
1993	6 2 5, 3 6 3	松原分館閉館、情報ライブラリー開館
1994	6 8 2, 1 5 4	
1995	7 0 0, 2 5 5	
1996	6 7 1, 1 7 6	
1997	6 8 4, 7 1 5	
1998	7 4 3, 7 7 7	
1999	7 6 3, 4 5 0	新町分室閉室
2000	7 4 6, 4 6 7	新町図書館開館
2001	7 0 8, 5 8 2	
2002	7 0 3, 0 5 4	
2003	6 9 7, 6 3 0	
2004	6 7 0, 2 8 6	
2005	6 6 5, 8 7 1	
2006	6 5 9, 2 9 1	
2007	6 6 2, 8 0 3	
2008	6 9 3, 0 7 4	
2009	7 0 4, 0 9 1	
2010	6 8 8, 0 5 2	
2011	6 5 4, 5 4 5	
2012	6 2 4, 5 7 3	
2013	5 8 0, 4 8 8	
2014	5 3 6, 7 2 8	

〈CD・ビデオ・DVD貸出状況〉

CD	ビデオテープ	DVD
1 7, 8 1 8	8 2 1	3, 4 0 7

〈予約受付・処理状況〉

受付件数	処理件数
5 4, 7 8 2	5 5, 6 8 9

※受付件数と処理件数の差は
年度をまたがるためである。

〈年度別登録者数の推移〉

年度	登録者数	内児童	指数	人口	登録率
1974	11,215		100	130,363	8.6
1975	11,663		104	133,088	8.3
1976	12,864		115	134,876	9.5
1977	13,701		122	136,400	10.0
1978	12,336		110	135,860	9.1
1979	13,222		119	135,624	9.8
1980	20,689		184	135,984	15.2
1981	22,902		204	135,921	16.8
1982	25,864		231	136,094	19.0
1983	25,304		226	135,971	18.6
1984	26,001	14,970	232	136,738	19.0
1985	26,962	14,985	241	136,590	19.7
1986	25,913	13,555	240	136,627	19.0
1987	24,422	11,922	218	136,851	17.8
1988	24,071	11,124	215	136,456	17.6
1989	22,665	10,030	202	136,190	16.6
1990	21,420	8,774	191	135,841	15.8
1991	21,045	8,680	188	135,411	15.5
1992	21,842	8,092	195	134,659	16.2
1993	21,258	7,616	190	134,243	15.8
1994	22,149	7,233	197	134,112	16.5
1995	22,511	7,160	201	134,426	16.7
1996	23,459	6,994	209	134,800	17.4
1997	22,676	6,800	202	134,435	16.9
1998	23,833	6,107	213	134,153	17.8
1999	23,921	7,121	213	133,725	17.9
2000	23,497	5,772	210	133,216	17.6
2001	22,087	6,561	197	132,533	16.7
2002	※				
2003	22,645	6,167	202	130,590	17.3
2004	21,718	6,315	194	129,833	16.7
2005	20,672	5,646	184	129,077	16.0
2006	20,215	5,394	180	127,910	15.8
2007	19,366	5,123	173	127,386	15.2
2008	19,450	4,852	173	127,085	15.3
2009	18,999	4,762	169	126,432	15.0
2010	18,726	4,691	167	125,771	14.9
2011	17,653	4,409	157	124,920	14.1
2012	17,449	4,122	156	123,991	14.1
2013	16,127	4,014	144	123,270	13.1
2014	14,821	3,505	132	122,482	12.1

(注) 1. 図書利用カードは、市内すべてのサービスポイントで共通のため地域館別の登録者数は把握できない。

2. 図書利用カードの交付を受けていても、当年度内に資料の貸出がない場合、登録者数に含めず。

※2002年度登録者数(注:コンピュータシステム変更に伴い、2002年度末の総登録者数)
85,047人(内児童 12,324人) 人口 131,803人

〈館別貸出状況〉

館	貸出点数						合計
	一般書	児童書	雑誌	CD	ビデオ	DVD	
松原図書館	127,116	49,405	11,692	6,186	319	2,813	197,531
情報ライブラリー	38,457	17,580	6,686	3,942	83	88	66,836
天美西図書館	35,720	11,469	2,821	1,438	105	73	51,626
三宅図書館	22,779	13,268	2,824	885	38	77	39,871
新町図書館	33,854	8,362	2,956	1,354	51	109	46,686
天美図書館	39,771	11,636	3,533	1,536	67	52	56,595
恵我図書館	39,524	13,655	3,412	1,389	120	154	58,254
松原南図書館	25,733	11,437	3,038	1,088	38	41	41,375
計	362,954	136,812	36,962	17,818	821	3,407	558,774

館	貸出人数			予約	
	～14歳	15歳～	合計	受付件数	処理件数
松原図書館	5,688	45,381	51,069	14,436	14,374
情報ライブラリー	3,631	17,152	20,783	7,362	7,457
天美西図書館	2,011	12,918	14,929	5,067	5,408
三宅図書館	2,822	8,777	11,599	5,099	5,118
新町図書館	1,713	12,159	13,872	5,973	6,178
天美図書館	1,617	15,070	16,687	6,498	6,146
恵我図書館	1,472	13,936	15,408	6,040	6,428
松原南図書館	1,754	10,324	12,078	4,307	4,580
計	20,708	135,717	156,425	54,782	55,689

※予約の受付件数と処理件数の差は、年度をまたがるためである。

館	月平均	月平均	日平均	日平均	開館 日数
	貸出点数	貸出人数	貸出点数	貸出人数	
松原図書館	16,461	4,256	681	176	290
情報ライブラリー	5,570	1,732	238	74	281
天美西図書館	4,302	1,244	184	53	281
三宅図書館	3,323	967	142	41	281
新町図書館	3,891	1,156	166	49	281
天美図書館	4,716	1,391	201	59	281
恵我図書館	4,855	1,284	207	55	281
松原南図書館	3,448	1,007	147	43	281
計	46,565	13,035	1,967	551	

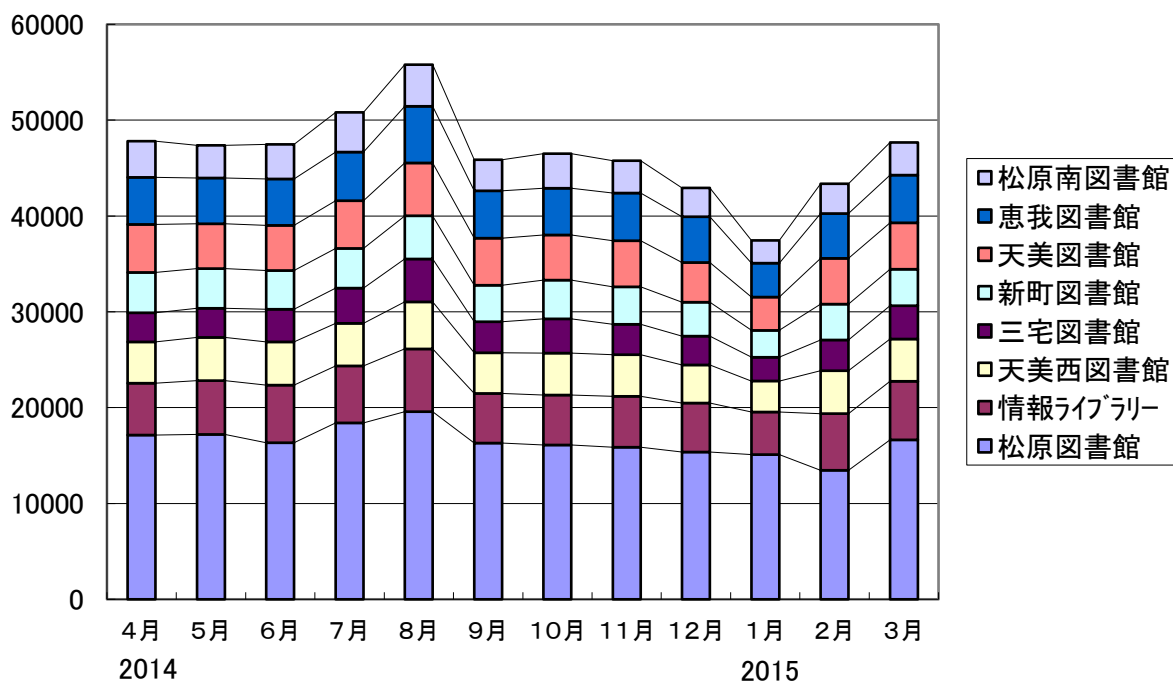
〈資料別個人貸出点数〉

2012年度～2014年度

館名	年	一般書	児童書	雑誌	CD	ビデオ	DVD	合計
松原図書館	2012	148,389	65,040	10,694	7,641	1,017	1,996	234,777
	2013	134,111	55,338	9,707	6,998	614	2,186	208,954
	2014	127,116	49,405	11,692	6,186	319	2,813	197,531
情報ライブラリー	2012	39,405	19,122	7,357	3,751	307	46	69,988
	2013	37,442	21,463	6,579	3,798	180	42	69,504
	2014	38,457	17,580	6,686	3,942	83	88	66,836
天美西図書館	2012	39,074	15,797	3,620	1,707	463	101	60,762
	2013	37,199	12,263	2,983	1,517	357	131	54,450
	2014	35,720	11,469	2,821	1,438	105	73	51,626
三宅図書館	2012	30,420	15,318	3,204	1,018	105	99	50,164
	2013	27,331	13,875	3,465	996	64	50	45,781
	2014	22,779	13,268	2,824	885	38	77	39,871
新町図書館	2012	40,632	11,459	2,931	1,718	263	79	57,082
	2013	39,913	9,959	3,203	1,639	98	87	54,899
	2014	33,854	8,362	2,956	1,354	51	109	46,686
天美図書館	2012	43,952	14,399	3,510	2,250	247	43	64,401
	2013	44,147	13,695	3,682	1,928	111	70	63,633
	2014	39,771	11,636	3,533	1,536	67	52	56,595
恵我図書館	2012	38,720	15,838	3,782	1,430	307	52	60,129
	2013	39,874	16,002	3,401	1,324	194	102	60,897
	2014	39,524	13,655	3,412	1,389	120	154	58,254
松原南図書館	2012	31,721	16,504	3,685	1,424	374	74	53,782
	2013	29,473	12,325	3,058	1,250	202	64	46,372
	2014	25,733	11,437	3,038	1,088	38	41	41,375
総計	2012	412,313	173,477	38,783	20,939	3,083	2,490	651,085
	2013	389,490	154,920	36,078	19,450	1,820	2,732	604,490
	2014	362,954	136,812	36,962	17,818	821	3,407	558,774

(点数)

館別月別貸出点数



〈実績比率〉

人口122,482人(2015.4.1現在)

項目	計算方法	実績
1 市民1人当り貸出資料数	貸出資料数÷人口 558,774点÷122,482人	4.56点
2 資料回転率	貸出資料数÷資料数 558,774点÷439,592点	1.27回
3 市民千人当り年間購入冊数	年間購入冊数÷人口×1000 13,001冊÷122,482人×1000	106冊
4 市民1人当り資料数	資料数÷人口 439,592点÷122,482人	3.59点
5 市民1人当り資料購入費	資料購入費÷人口 17,172千円÷122,482人	140円
6 市民1人当り図書館費	図書館経常経費÷人口 249,525千円÷122,482人	2,037円
7 職員1人当り奉仕人口	人口÷職員数 122,482人÷25人	4,899人
8 職員1人当り貸出資料数	貸出資料数÷職員数 558,774点÷25人	22,351点
9 市民1人当りサービス効果	(貸出資料数×資料平均単価－図書館費)÷人口 (558,774点×1,306円－249,525千円)÷122,482人	3,921円
10 一般会計に占める図書館経費 (平成26年度最終予算より)	図書館費÷一般会計×100 249,525千円÷44,799,783千円×100	0.56%

〈年度別サービス指数の推移〉

項目	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
1 市民一人当り貸出点数(点)	5.6	5.6	5.6	5.8	5.9	5.7	5.5	5.3	4.9	4.6
2 資料回転率(回)	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3
3 市民千人当り年間増加冊数(冊)	113	112	113	107	124	116	113	114	117	106
4 市民一人当り資料点数(点)	3.97	4.00	4.06	3.90	3.97	3.91	3.87	3.77	3.68	3.59
5 市民一人当り図書購入費(円)	171	150	157	145	154	152	147	150	147	140
6 サービス指数(円)	5,067	4,958	5,249	5,510	5,106	5,327	5,053	4,858	4,124	3,921
7 一般会計に占める図書館費(%)	1.00	0.81	0.79	0.74	0.60	0.66	0.59	0.58	0.54	0.56

〈広域利用統計〉

(通勤・通学者を含む)

	登録者数	貸出人数	貸出点数
羽曳野市	65	2,299	7,944
藤井寺市	17	207	769
富田林市	7	120	483
大阪狭山市	5	3	5
河内長野市	7	89	415
八尾市	7	288	738
東大阪市	2	38	84
柏原市	2	11	27
大阪市	52	2,520	7,569
合計	164	5,575	18,034

2012年7月より、中部9市(八尾市、柏原市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市)の間で協定を結び、相互の図書館利用を開始した。

なお大阪市との間では、2009年4月より相互利用を行っている。

〈相互貸借状況〉

大阪府内		借用	貸出	大阪府内		借用	貸出
大阪府		683	85	熊取町		0	9
大阪市		73	51	泉州	田尻町	0	1
北大阪	能勢町	0	7		泉南市	1	21
	豊能町	1	0		阪南市	0	34
	池田市	1	40		大阪府立大学	1	0
	箕面市	0	4	阪南大学	1	0	
	豊中市	2	16	大阪府内合計		1,463	1,785
	吹田市	2	63	大阪府外		借用	貸出
	摂津市	1	50	国立国会		1	0
	茨木市	16	10	都道府県	滋賀県	3	2
	高槻市	4	30		京都府	2	1
	島本町	0	14		愛知県	1	0
東大阪	枚方市	44	66		岡山県	1	0
	交野市	1	3		宮崎県	1	0
	寝屋川市	3	5		宮城県	1	0
	門真市	2	11	岐阜市 (岐阜)	0	1	
	四條畷市	0	2	安城市 (愛知)	1	0	
	大東市	2	39	一宮市 (愛知)	0	1	
	東大阪市	21	98	名古屋市 (愛知)	1	3	
	八尾市	23	143	名張市 (三重)	0	1	
	柏原市	10	42	大津市 (滋賀)	0	2	
	南河内	羽曳野市	136	265	栗東市 (滋賀)	0	1
藤井寺市		1	8	守山市 (滋賀)	0	3	
富田林市		33	129	近江八幡市 (滋賀)	0	2	
大阪狭山市		2	21	京田辺市 (京都)	1	0	
河内長野市		97	376	八幡市 (京都)	0	2	
千早赤阪村		0	3	京都市 (京都)	2	0	
河南町		1	3	淡路市 (兵庫)	1	0	
泉州		堺市	296	38	三木市 (兵庫)	0	1
		高石市	0	9	三郷町 (奈良)	0	1
		泉大津市	0	5	香芝市 (奈良)	0	3
	忠岡町	0	1	大和高田市 (奈良)	0	2	
	和泉市	1	72	葛城市 (奈良)	0	1	
	岸和田市	3	7	八頭町 (鳥取)	0	1	
	貝塚市	1	2	丸亀市 (香川)	1	0	
	泉佐野市	0	2	大阪府外合計		17	28

〈団体貸出状況〉

	団体数	貸出冊数
子ども文庫	2	19
学校(小・中学校、高校)	45	7,199
その他の団体	48	3,477
合計	95	10,695

〈行事用団体貸出状況〉

登録団体数 41	
	貸出点数
大型紙芝居	43
大型絵本	106
パネルシアター	27
合計	176

(8) フリーサービス (障害者サービス)

《視覚障害者サービス》

★タイトル数は「上・下」「1～6」などは巻数それぞれにつき1タイトルとする。

- 1) 登録者 40名
- 2) 蔵書

録音図書		2012年	2013年	2014年
自館製作 (カセット)	タイトル数	13	3	0
	巻数	55	12	0
自館製作 (デージー)	タイトル数	13	14	25
	巻数	13	14	25
寄贈 (デージー)	タイトル数	3	0	0
	巻数	3	0	0
総蔵書数	タイトル数	885	902	927
	巻数	4,346	4,372	4,397

- 3) 利用状況

① 個人への貸出

			2012年	2013年	2014年
点字図書	自館所蔵	タイトル数	0	0	0
		巻数	0	0	0
	他館所蔵	タイトル数	38	44	21
		巻数	132	120	81
録音図書 (カセット)	自館所蔵	タイトル数	42	3	12
		巻数	239	16	65
	他館所蔵	タイトル数	156	70	12
		巻数	1,023	406	80
録音図書 (デージー)	自館所蔵	タイトル数	2	15	19
		巻数	2	15	19
	他館所蔵	タイトル数	1,020	1,176	1,185
		巻数	1,020	1,176	1,185
定期刊行物	自館所蔵	タイトル数	6	6	7
		巻数	624	486	409
	他館所蔵	タイトル数	11	10	6
		巻数	110	76	93
音響(CD)	自館所蔵	タイトル数	14	5	0

2014年度自館所蔵定期刊行物タイトル

週刊新潮、新刊展望、近畿視情協点字・録音図書新刊案内、声のあめんぼだより、
コーヒブレイク、CD目録、図書館ニュース

② 他館への貸出

		2012年	2013年	2014年
録音図書 (カセット)	タイトル数	54	55	35
	巻数	278	246	188
録音図書 (デージー)	タイトル数	43	113	96
	巻数	43	113	96

- 4) プライベートサービス—個人の要望により資料をプライベートに録音する。
 デイジー図書 2件
- 5) ホームリーディングサービス—主に視覚障害者宅に出向き対面朗読を行う。
 件数：58件
 実利用者数：3名
 時間：68時間
 担当：ボランティア3名
- 6) 音訳研修会
 講師：襟川茂氏（全国視覚障害者情報提供施設協会録音委員会委員・元京都ライトハウス
 情報ステーション職員）
 日時：11月11日（火）午後1時30分～4時30分
 場所：松原図書館 集会室
 参加人数：20名

《その他のサービス》

- 1) 宅配 ・利用者—7名
 ・2週間に一度水曜日・金曜日に。必要に応じて行く場合もある。
 回数：45回
 貸出冊数：191冊 予約受付件数：53件
- 2) 聴覚障害者等へのサービス（FAXによる予約・問い合わせ）登録者数 5名
 予約受付件数 144件
- 3) 郵送貸出し以外の来館者への録音図書サービス 登録者 4名

《朗読講習会》

視覚障害者のために音訳資料を作成しているボランティアグループの勉強会、及びボランティアの養成講座。

☆ 昼の部—松原あめんぼテープライブラリー

定例講習会

講師：嶋田洋子氏（元朝日放送アナウンサー）
 日時：毎月第1金曜日（8月を除く。祝日の場合は翌週金曜日）
 午前10時～12時
 場所：松原公民館・松原図書館集会室
 平均参加人数：13名

自主勉強会

日時：毎月第3金曜日（8月を除く）午後1時～4時30分
 場所：松原図書館会議室
 平均参加人数：13名

デイジー自主勉強会

日時：毎月第1金曜日（8月を除く）午後1時～4時30分
 場所：松原公民館・松原図書館集会室
 平均参加人数：10名

☆ 夜の部ー松原市朗読研究会

定例勉強会

講師：阿笠清子氏（元NHK大阪放送劇団）

日時：毎月第2・3・4水曜日 午後7時30分～9時30分

場所：松原図書館集会室

平均参加人数：15名

《ボランティア活動》

松原あめんぼテープライブラリー／13名

- ・ 各種書籍の録音図書（デジ版）製作
- ・ 「図書館ニュース」（デジ版）製作
内容：「かわちもめん」
「話題の本」（デジ版図書ベストセラー・墨字本ベストセラー）
「新着図書案内」
「耳より情報」（サピエ情報など）
「あめんぼからのお知らせ」（完成デジ録音図書の案内）
- ・ 「あめんぼだより」（会員向け資料）発行（2回）
- ・ 松原市視覚障害者福祉協会との交流と各種行事への参加、協力
- ・ ホームリーディングサービス（対面朗読・プライベート録音）
- ・ 図書館行事への参加
音訳研修会、図書館まつり「本を見ながらテープやCDで聞くおはなし」
- ・ 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会主催ボランティア研修会参加
- ・ 日本ライトハウスチャリティーコンサートの観賞、アミティチケット購入
- ・ まつのみチャリティー映画会、手をつなごう合唱団への参加

松原市朗読研究会／23名

- ・ 各種書籍の録音図書（デジ版）製作
- ・ 「声の広報まつばら」製作（毎月）
（広報まつばらのテープ版90分テープ3本・デジ版1枚）
- ・ 「コーヒーブレイク」製作（2回）（90分テープ1本・デジ版1枚）
内容：図書館・松原市視覚障害者福祉協会・松原障がい児者団体連絡会等のお知らせ、
松原市視覚障害者福祉協会との交流会の報告、お店紹介、旅行記、料理、新聞、
小冊子、他
- ・ 「声のマッピー通信」製作（2回）（社会福祉協議会発行「マッピー通信」のデジ版1枚）
- ・ 図書館行事への参加
音訳研修会、図書館まつり「自分の声をテープにふきこむ体験」
- ・ 松原市視覚障害者福祉協会との交流会（7回）
- ・ 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会主催、専門音訳講習会デジ編集コース参加
- ・ 社会福祉協議会とマッピー通信のデジ版製作について協議（3回）
- ・ 大阪府視覚障害者福祉協会結成50周年記念大会にて《愛の泉賞》受賞（クレオ大阪）
- ・ 松原市市制施行60周年式典出席

(9) 集会室の利用状況

施設名	利用回数
松原図書館	367
恵我図書館	201
松原南図書館	95

☆利用内容

- ・おはなし会
- ・手作り会
- ・お楽しみ会
- ・図書館まつり
- ・子ども会活動
- ・映画会
- ・講座、講演会
- ・自習室
- ・市役所・各文化関係団体
- ・各団体の総会、集会等

夏休み・冬休みについて松原図書館集会室を自習室として開放した。

	期間	日数	利用人数
夏休み	7月19日(土)～8月31日(日)	36日間	延べ690名
冬休み	12月25日(木)～1月7日(水)	6日間	延べ25名

(10) 文化活動－講座・講演会

市民図書館では、人と本の触れあいの場所としての基本的な活動である資料提供のほか、市民文化の創造のため、企画から運営まで市民参加による文化活動を推進している。

《古典文学講座》

講師：岩井宏子氏（龍谷大学仏教文化研究所研究員 文学博士）

時間：午後1時～2時30分

場所：松原図書館

使用テキスト：『源氏物語』朝日新聞社・『常用源氏物語要覧』武蔵野書院

※申込者数 57名

	実施日	内容	参加人数
第1回	4月10日(木)	霽標の巻	33名
第2回	4月24日(木)	霽標の巻	37名
第3回	5月1日(木)	蓬生の巻	33名
第4回	11月21日(金)	蓬生の巻	34名
第5回	1月13日(火)	蓬生の巻	31名
第6回	3月17日(火)	蓬生の巻	30名

(198名)

《絵本とおはなし講座》

☆ 絵本とおはなしボランティア養成講座－入門編

第1回 講演会「豊かな子どもの育ちと読書環境を願って～子どもと本をむすぶ活動とは」

講師：葛城栄枝氏（絵本研究家）

日時：5月23日(金) 午前10時～12時

場所：松原図書館

参加人数：24名

第2回 講演会「子どもが成長する時～ストーリーテリングを通して」

講師：松本都氏（おはなし研究家）

日時：5月30日（金）午前10時～12時

場所：松原図書館

参加人数：19名

第3・4回 実習 絵本コース（おはなし会をしてみよう）

おはなしコース（おはなしを聞いて語ってみよう）

日時：6月6日（金）午前10時～12時 参加人数：20名

6月13日（金） // 参加人数：17名

場所：いずれも松原図書館

発表会

日時：6月27日（金）午前10時～12時

場所：松原市役所 福利厚生会館

参加人数：25名 / 発表者：9名

☆ 絵本とおはなし講演会

「世界を旅する絵本作家～そこで出会った人々、自然、動物たちから絵本がうまれる～」

講師：市川里美氏（絵本作家）

日時：9月13日（土）午後2時～4時

場所：松原図書館

参加人数：43名

「ワニくんと水彩絵の具」

講師：みやざきひろかず氏（絵本作家）

日時：10月31日（金）午前10時～12時

場所：松原図書館

参加人数：38名

- ☆ 地域勉強会・・・集団を対象に、おはなしやよみかかせをしたい人のための勉強会。地域ごとに4つのグループ（田井城・天美・恵我・松原南）に分かれ、それぞれ独自の勉強会を行っている。

—だっこでえほん—

絵本とおはなし講座のうち、乳幼児サービスの一環として絵本ボランティアとともに、赤ちゃんと保護者に絵本を介して温かなことばの時間をもつことを応援するものである。

☆ 「親子で楽しむわらべうた」

日時：11月28日（木）午前10時30分～11時30分

場所：松原図書館 集会室

参加人数：14組31名

☆ 絵本ボランティア入門講座

講師：岩出景子氏（野の花文庫&野の花赤ちゃんる一む主宰）

第1回 「だっこでえほんボランティアについて」
 日時：6月26日（木）午前10時～12時
 場所：松原図書館 集会室
 参加人数：7名

第2回 「あかちゃん絵本について」
 日時：7月 3日（木）午前10時～12時
 場所：松原図書館 集会室
 参加人数：7名

☆ ボランティア交流会

第1回： 6月 5日（木） 参加人数 8名
 第2回： 9月 4日（木） 参加人数12名
 第3回：12月 4日（木） 参加人数 9名
 時間：午前10時～12時
 場所：松原図書館 集会室

☆ ボランティア・スキルアップ講座

講師：岩出景子氏（野の花文庫&野の花赤ちゃんるーむ主宰）
 日時：3月 5日（木）午前10時～12時
 場所：松原図書館 集会室
 参加人数：14名

☆ ボランティア登録者数：11名（2015年3月現在）

☆ あかちゃんタイム・・・乳幼児向けおはなし会

実施日：毎月第2木曜日 午前10時30分～11時30分
 （3回 入れ替え制 各回の定員は12組）
 場所：松原図書館 会議室
 担当：ボランティア3名

内容：わらべうたや親子遊び、絵本の読み聞かせなど、約15分のプログラム

月日	参加人数	月日	参加人数	月日	参加人数	月日	参加人数
4月10日	14組31名	7月10日	10組20名	10月9日	23組47名	1月8日	11組23名
5月8日	12組24名	8月14日	休止	11月13日	17組35名	2月12日	7組15名
6月12日	16組32名	9月11日	12組24名	12月11日	7組15名	3月12日	15組32名

参加人数：144組298名（平均13組27名）

☆ えほんのゆりかご・・・おすすめの絵本の紹介や読み聞かせなど、赤ちゃんと絵本を楽しむためのサポート

実施日：毎週火曜日（休館日と祝日を除く）
 午前10時～11時30分
 場所：松原図書館 じゅうたんコーナー

担当：ボランティア3名

参加人数：270組570名（平均6組12名）

実施回数：47回

《おはなしキャラバン》

おはなしキャラバンとは、絵本とおはなしの講座や地域勉強会で勉強した人（テラー）が、実際に、図書館や文庫・小学校などで集団の子どもたちを対象によみきかせ、おはなしなどを行っている活動。

場所	回数	備考
松原図書館	9	毎月第3土曜日
情報ライブラリー	19	毎月第4日曜日9回、第4火曜日（あかちゃんからのおはなし会）10回
天美西図書館	21	毎月第2土曜日12回、第2木曜日（あかちゃんからのおはなし会）9回
三宅図書館	10	毎月第1木曜日
新町図書館	9	毎月第2水曜日
天美図書館	9	毎月第3水曜日
恵我図書館	9	毎月第2木曜日（あかちゃんからのおはなし会）
松原南図書館	9	毎月第2水曜日（あかちゃんからのおはなし会）
雨の日文庫	10	毎月1回水曜日
松原北小学校	10	1年対象3回、2～3年対象3回、1～3年対象3回、4～6年対象1回
松原南小学校	15	1・2・3年対象各3回、5・6年図書委員対象3回、全学年対象3回
恵我小学校	20	1・2年対象各10回
計	150	

《第38回図書館まつり》

市民とともに作る図書館のお祭りとして、10月18日（土）に松原図書館で行った。

内容	時間	担当	場所	参加人数
自分の声をテープに ふきこむ体験	10:00～1:00	松原市朗読研究会	会議室	20名
本を見ながらテープや CDで聞くおはなし	10:30～1:30	松原あめんぼテープ ライブラリー	1階玄関ホール	33名
こどものお店	2:45～3:30	雨の日文庫	2階ホール	129名
おはなしの広場	3:15～4:45	おはなし小箱の会	会議室	18名
もよおし	1:30～2:45		2階集会室	124名
内容	種類	演者		
「きつねのおふろ」	ペープサート	雨の日文庫		
「おおきなきがほしい」	大型絵本	恵我勉強会		
「はなすもんかー！」	人形劇	田井城勉強会		
「おかえし」	パネルシアター	松原南勉強会		
「だるまちゃんとてんぐちゃん」	人形劇	天美勉強会		
パネル展示	図書館・子ども文庫・関係団体等の紹介			

(11) 資料展示

松原図書館で月毎にテーマを設定して関連本を展示した。館内に散在する本を集めて利用につなげるため、大人向け、子ども向けを各二ヶ所に展示。

〈一般書〉

	新刊コーナー	一般コーナー
4月	理系女子	新生活応援
5月	睡眠ーうまく眠れていますか	家族で楽しもう
6月	サッカー応援	赤毛のアン
7月	武井武雄ー生誕120年	夏を涼しく
8月	名作文学	
9月	市川里美さんの絵本	おひとりさま
10月	心ゆたかに生涯読書	読んでみよう考えてみよう人権ってな～に (第21回ひゅーまんフェスタ)
11月	森にあそぶ	児童虐待防止に関する本 (第21回ひゅーまんフェスタ)
12月	この冬おすすめの本	年末年始の本
1月	昭和の名優たち	あたたかな生活応援したい
2月		古墳へいこう
3月	ルイ(涙)活ー泣ける本	旅 (ビブリオバトルテーマ)

〈児童書〉

	児童コーナー	絵本コーナー
4月	ムーミン	もじ・すうじ
5月	子どもの読書週間イベント 「私の好きな本はこれ！」	かぞく
6月	みず	からだ
7月	あんな本こんな本夏休み特集	なつ
8月		こわ～いはなし
9月	星・宇宙	いろ
10月	みやざきひろかずさんの絵本・あかちゃん絵本・読みつがれてきた絵本 ※	
11月	はたらく	のりもの
12月	ひつじ	クリスマス
1月	うたになった詩	ふゆ
2月	チョコレート・心をこめてプレゼント	やさい
3月	子どもの読書週間イベントの展示に向けておすすめ本	うまれる

※ 絵本とおはなし講座に関わるボランティアの協力による。

(12) 子どもに対する活動

(2014年4月～2015年3月まで)

	行事名	実施日	参加人数
松原図書館	おはなし会 ※1	第3土曜(9回/年)	1回平均12名
	こどもの読書週間イベント「わたしの好きな本はこれ!」	4月18日(金) ～5月11日(日)	56名 (応募者数)
	夏のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン田井城勉強会による)	8月26日(火)	40名
	絵本「いいからいいから」、パネルシアター「みんなうんち」、おはなし「おんどりとひとかけらのダイヤモンド」、人形劇「はなすもんかー」		
	絵本のひろば(松原子どもと本の会による)	11月9日(日)	46名
情報ライブラリー	おはなし会 ※1	第4日曜(9回/年)	1回平均7名
	カンガルーぼけっと(あかちゃんからのおはなし会)※1	第4火曜(10回/年)	1回平均10名
	手作り会「スライム」	7月31日(木)	75名
	夏のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン松原南勉強会による)	8月28日(木)	34名
	絵本「トマトさん」「バケミちゃん」、大型紙芝居「くわすしょうぼう」、紙芝居「ふしぎなまど」、大型絵本「にじいろのさかな」		
お手玉であそぼう!(まっc o mお手玉サークルによる)	10月12日(日)	33名	
冬のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン松原南勉強会による)	12月9日(火)	26名	
ハーモニカ演奏(ザ・ハーモニーによる)「てのひらを太陽に」「ジングルベル」「赤鼻のトナカイ」「幸せなら手をたたこう」「さんぽ」、絵本「メリークリスマス おおかみさん」「てぶくろ」、大型絵本「もったいないばあさん」、大型紙芝居「ばけくらべ」			
手作り会「おにのカギはずし」	1月16日(金)	37名	
手作り会「プラバン」	3月25日(水)	77名	
天美西図書館	おはなし会 ※1	第2土曜(12回/年)	1回平均6名
	バンビたいむ(あかちゃんからのおはなし会)※1	第2木曜(9回/年)	1回平均8名
	夏のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン天美勉強会による)	8月19日(火)	13名
	絵本「ハンダのびっくりプレゼント」「10ぴきのおばけのかいすいよく」、大型絵本「めっきらもっきらどおんどん」、大型紙芝居「かっぱのすいか」、おはなし「かわたろうどんのみょうやく」「どんなかお」		
	手作り会「おにのカギはずし」(天美勉強会による)	11月15日(土)	32名
冬のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン天美勉強会による)	12月19日(金)	19名	
絵本「ゆきだるまのクリスマス」、紙芝居「いちばんはじめのクリスマスケーキ」、大型絵本「ぼんたのじどうはんばいき」、おはなし「マメ子と魔もの」、人形劇「だるまちゃんとてんぐちゃん」、手あそび「じいちゃんばあちゃん」			

三宅図書館	おはなし会 ※1	第1木曜(10回/年)	1回平均36名	
	手作り会「カーネーションとメッセージカード」	5月7日(水)	25名	
	手作り会「七夕かざり」	7月2日(水)	31名	
	夏のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン天美勉強会による)	8月27日(水)	12名	
	絵本「ハンダのびっくりプレゼント」「うどんのうーやん」「10ぴきのおばけのかいすいよく」、大型絵本「めっきらもっきらどおんどん」、大型紙芝居「かっぱのすいか」、おはなし「だんごどっこいしょ」			
	おはなしと手作り会	11月19日(木)		
	手作り「廃材で作るプラバン」(協力:おはなし小箱の会)		70名	
	おはなし会(おはなし小箱の会による)		12名	
	手作り会「X'masリース」	12月11日(木)	27名	
冬のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン天美勉強会による)	12月25日(木)	22名		
絵本「ゆきだるまのクリスマス」、紙芝居「いちばんはじめのクリスマスケーキ」、大型絵本「ぼんたのじどうはんばいき」、おはなし「にんじんとだいこんとごぼう」、人形劇「だるまちゃんとてんぐちゃん」				
絵馬に願いごとを書こう	12月2日(火) ~26日(金)	70名		
新町図書館	おはなし会 ※1	第2水曜(9回/年)	1回平均4名	
	手作り会「ありがとうカード」	5月9日(金)	22名	
	手作り会「七夕かざり」	7月4日(金)	46名	
	夏のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン田井城勉強会による)	8月20日(水)	12名	
	絵本「いいからいいから」、パネルシアター「みんなうんち」、おはなし「おんどりとひとかけらのダイヤモンド」、人形劇「はなすもんかー」			
	手作り会「インスタントうちわ」	8月27日(水)	33名	
	手作り会「ピュンピュンひこうき&ビッグこま」	10月22日(水)	11名	
	冬のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン田井城勉強会による)	12月17日(水)	13名	
	パネルシアター「ネズミのほりもの」、絵本「ふゆじたくのおみせ」、おはなし「ネコとネズミ」、人形劇「なぞなぞのすきな女の子」			
	手作り会「かわいいミニツリー&おしょうがつごま」	12月19日(金)	35名	
	手作り会「ピュンピュンごま」	2月25日(水)	28名	
おはなしと手作り会	3月25日(水)			
おはなし会(おはなし小箱の会による)		10名		
手作り「ポケットファイル」		29名		
天美図書館	おはなし会 ※1	第3水曜(9回/年)	1回平均12名	
	夏のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン天美勉強会による)	8月20日(水)	21名	
	絵本「ハンダのびっくりプレゼント」「10ぴきのおばけのかいすいよく」、大型絵本「めっきらもっきらどおんどん」、おはなし「だんごどっこいしょ」「かわたろううどんのみょうやく」、大型紙芝居「かっぱのすいか」			
手作り会「おにのカギはずし」(天美勉強会による)	10月25日(土)	20名		

天美図書館	手作り会「切り紙」	11月21日(金)	26名
	冬のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン天美勉強会による) 絵本「へんしーんねずみくん」「ゆきだるまのクリスマス」、紙芝居「いちばんはじめのクリスマスケーキ」、大型絵本「ぼんたのじどうはんばいき」、大型紙芝居「ゆっくりむし」、おはなし「だんごひよいひよい」	12月17日(水)	9名
恵我図書館	もこもこたいむ(あかちゃんからのおはなし会)※1	第2木曜(9回/年)	1回平均12名
	夏のおたのしみ会 (おはなしキャラバン恵我勉強会による) 大型絵本「ありとすいか」、絵本「ちょっといれて」「きょうりゅうのたまごにいちちゃん」、紙芝居「やさいむらのあかたろう」、手作り「ペットボトル万華鏡」	8月7日(木)	23名
	手作り会「プラバンバッチ」	10月17日(金)	15名
	おはなしの広場(おはなし小箱の会による)	11月9日(日)	1名
	おはなしと手作り会(恵我勉強会による)	11月13日(木)	10名
	冬のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン恵我勉強会による) ハンドベル「むすんでひらいて」「きらきらぼし」「あわてんぼうのサンタクロース」、大型絵本「くまのコールテンくん」、紙芝居「おはようあそび」、絵本「ねずみくんのクリスマス」「ふゆはふわふわ」	12月11日(木)	9名
	手作り会「懐紙でつくるポチ袋」	12月16日(火)	20名
手作り会「プラバン」	2月25日(水)	18名	
手作り会「モールマスコット」	3月26日(木)	26名	
松原南図書館	ぴよぴよおはなし会(あかちゃんからのおはなし会)※1	第2水曜(9回/年)	1回平均8名
	手作り会「プラバン」	7月30日(水)	65名
	夏のおたのしみ会 (おはなしキャラバン松原南勉強会による) 絵本「トマトさん」「バケミちゃん」、大型紙芝居「くわすにようぼう」、大型絵本「にじいろのさかな」、紙芝居「ふしぎなまど」	8月27日(水)	21名
	冬のこどもおたのしみ会 (おはなしキャラバン松原南勉強会による) ハーモニカ演奏(ザ・ハーモニーによる)「てのひらを太陽に」「ジングルベル」「赤鼻のトナカイ」「幸せなら手をたたこう」「さんぽ」、絵本「てぶくろ」「メリークリスマスおおかみさん」、大型絵本「もったいないばあさん」、大型紙芝居「ばけくらべ」	12月10日(水)	20名
	手作り会「けん玉」	3月24日(火)	26名

※1 絵本・紙芝居のよみきかせとおはなし(おはなしキャラバン含む)

(13) 学校との連携協力委員会

児童・生徒の読書を促し、知る権利を保障していくうえで、学校図書館と公共図書館との連携がますます重要になってきていることをふまえ、以下の活動を実施した。

① 図書館見学

目的：図書館の成り立ちやしくみ、はたらき等を説明し、実際に見学してもらうことで、今までよりいっそう図書館を身近で利用しやすい施設としてとらえてもらう。

対象：小学校3年生

内容：当日、プリントにそって図書館についての理解を深めてもらい、その後1クラスずつ説明しながら館内を案内する。

(配布物)・・・子ども向け利用案内

実施期間：2014年 5月 7日(水)～ 6月13日(金)

見学場所：松原図書館

学校名	実施日	児童数	担当職員数
恵我小学校	5月 8日(木)	74名(2クラス)	2名
松原南小学校	5月14日(水)	74名(2クラス)	2名
松原北小学校	5月20日(火)	81名(3クラス)	3名
松原小学校	5月23日(金)	91名(3クラス)	3名
松原西小学校	5月27日(火)	20名(1クラス)	1名
天美南小学校	6月 6日(金)	68名(2クラス)	2名
布忍小学校	6月10日(火)	58名(2クラス)	2名
中央小学校	6月12日(木)	75名(3クラス)	3名

(8校 541名)

☆他館の見学

学校名	実施日	児童数	実施館
三宅小学校	6月24日(火)	52名(2クラス)	三宅図書館
恵我南小学校	9月 5日(金)	46名(2クラス)	恵我図書館

(2校 98名)

☆他学年の見学

学校名	実施日	児童数	実施館
三宅小学校2年生	6月10日(火)	25名(1クラス)	三宅図書館
三宅小学校2年生	6月13日(金)	26名(1クラス)	三宅図書館

(1校 51名)

② 職業体験学習

目的：対象者が図書館利用減少の傾向にある年代でもあり、多岐にわたる図書館業務について知ってもらうと同時に、「自分たちに役立つ図書館」との認識を持ってもらう。

対象：中学2年生

内容：貸出・返却を中心としたカウンター業務。その他の業務は、状況に応じて。

(配布物)・・・「図書館ってどんなところ?」、利用案内、NDC早見表、

「市民図書館での職業体験学習について」

実施期間：学校からの依頼日に、支障がない限り応じる。

実施館：松原図書館

学校名	実施日	体験生徒数	担当職員数
松原第四中学校	6月 5日(木)・6日(金)	2名	1名
松原第三中学校	6月11日(水)・12日(木)	2名	1名
松原中学校	10月23日(木)・24日(金)	2名	1名
松原第六中学校	11月 5日(水)・6日(木)	2名	1名
松原第七中学校	11月12日(水)・13日(木)	2名	1名

(5校 10名)

③ 職業調べ、校区探検、聞き取り調査、簡単な職業体験学習など

内容	学校名	実施日	児童・生徒数	実施館
職業調べ	天美西小学校6年生	7月 9日(水)	4名	天美西図書館
	天美小学校5年生	10月28日(火)	2名	天美西図書館
校区探検	布忍小学校2年生	6月17日(火)	10名	新町図書館
その他	平野高校*	2月10日(火)	23名	

*平野高校において、図書委員を対象に、図書館の利用案内と高校生向きの本や電子書籍の紹介などをした。

④ 学校への依頼文書・案内等

- 小学校
 - ・3年生対象の図書館見学の案内(4月)
 - ・新1年生への図書館利用案内「しみんとしょかんりようあんない」(7月)
 - 中学校
 - ・図書室へ利用案内のポスター「図書館へおいでよ」(6月)
 - 高校
 - ・図書室へ利用案内のポスター「図書館へおいでよ」(6月)
- ※ 全校に「新着図書案内」(毎月)と図書館報「かわちもめん」(隔月)を送付

(14) 刊行物

刊行物名	発行館	発行年月
「かわちもめん」No. 401～406	全館	2014/5～2015/3 (隔月)
「松原市民図書館活動報告」2013年度	全館	2014/7
「新着図書案内」	全館	2014/4～2015/3
「まつばらとしょかんカレンダー」	松原図書館	2014/4～2015/3
「情報ライブラリーカレンダー」	情報ライブラリー	2014/4～2015/3
「えがとしょかんカレンダー」	恵我図書館	2014/4～2015/2 (隔月)
「まつばらみなみとしょかんカレンダー」	松原南図書館	2014/4～2015/3

*その他 利用案内・各種行事案内は適宜作成

(15) 予算

単位 千円

年 度	図書館費 予算総額 (労働費で 予算措置し たもの含む)	人件費 (アルバイト 賃金含む)	資料費				管理 運営費	備考
			総額	図書	逐次 刊行物	視聴覚 資料		
23	253,942	180,695	21,728	18,350	2,665	713	51,519	最終予算額
24	247,958	179,484	21,463	18,350	2,400	713	47,011	最終予算額
25	245,388	177,855	21,223	18,350	2,160	713	46,310	最終予算額
26	249,525	180,287	20,573	17,700	2,160	713	48,665	最終予算額
27	241,295	175,698	19,370	16,500	2,160	710	46,227	当初予算額

※ 松原南図書館空調改修工事関連予算14,448千円は、平成22年度予算から平成23年度予算へと繰越されたが、この表では平成23年度予算に計上している。

(16) 図書館協議会

- 第1回 6月24日(火) 案件1:電子書籍の利用開始について
2:松原図書館集会室の使用について
3:新町図書館及び松原南図書館の耐震診断調査の実施について(報告)
- 第2回 2月24日(火) 案件1:松原市図書館条例の一部を改正する条例の提案について
2:「松原市民図書館活動報告2013年度」について

[市民図書館協議会委員名簿]

◎会長

代表区分	氏名
学識経験者	加藤孜子
学校教育及び社会教育の関係者	吉岡英治 中村勝成 坂本健二 ◎葛城栄枝 浦野迪子 砂山雅江 内田展子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	難波愛子

(17) 子ども文庫及び関連団体

文庫名	代表者	場所	活動日時
天美スカイハイツ文庫	野々垣雅子	天美北	不定期
雨の日文庫	難波愛子	上田	第2・4土曜日 10:00~12:00
さつき文庫	松本都	南新町	毎週水曜日 2:30~ 4:30
ジョイファミリー文庫	谷奥佐世子	上田(松原聖書教会)	毎週火曜日 10:30~11:30
すみれ文庫	和田裕美	新堂	休止中
日光ハイツ文庫	近間秀子	天美南	毎週水曜日 2:00~ 5:00
おはなし小箱の会	松本都	南新町	例会：毎月第4月曜日 10:00~12:30
松原子どもと本の会	砂山雅江	松原図書館	例会：月1回

※ おはなし小箱の会：図書館の利用をすすめるため読書啓発活動をしている会。おはなし会の要望があれば、紙芝居・絵本の読み聞かせ・おはなしなどを組み合わせてどこでも行っている。

※ 松原子どもと本の会：子どもたちに本のすばらしさを伝え、共に育ち勉強していこうとする会。幼稚園・小学校・子育て支援センターなどで絵本を読んだり、紙芝居・ペープサートなどを行っている。

(18) 市民図書館アシスト倶楽部

図書館に興味がありボランティアとして活動したい人を対象に、登録制のボランティアを募集している。

2011年8月から登録開始

対象：高校生以上

登録者数：14名（2015年3月現在）

主な活動内容

- ・ 図書館行事（図書館まつり・講演会・手作り会など）の準備、補助
- ・ 蔵書点検時の作業
- ・ 資料装備
- ・ 各図書館での書架整理・配架など
- ・ 壁面飾り作成など

(19) まつばら電子図書館 (電子書籍サービス)

読書により親しんでもらうため、電子書籍の貸出サービスを開始。パソコンやスマートフォン・タブレット端末などから、インターネットを介して365日、24時間利用できるサービス。

2014年7月 試行運用開始、2014年10月 本運用開始。

対象：松原市内に在住または在職・在学の人で、松原市民図書館の利用登録をしている人。

コンテンツ数	3,947
登録者数	1,098
ログイン数	3,720
コンテンツ貸出点数	1,872
コンテンツ閲覧回数	4,143
コンテンツ予約点数	220

(2014年7月1日～2015年3月31日)

ログイン数………利用者が「まつばら電子図書館」にアクセスした累計。

コンテンツ貸出点数…利用者が借りた電子書籍の点数。

コンテンツ閲覧数……利用者が借りた電子書籍を閲覧した回数の累計。

☆ 電子書籍サービス運用開始・利用促進イベント

日時・場所：7月18日(金) 市役所1階ロビー

7月19日(土) 松原図書館1階玄関ホール

いずれも、午前10時～正午、午後1時～4時

内容：電子書籍についてのパネル展示(電子書籍とは?)

電子書籍体験コーナー

(20) プラネタリウム

2014年3月より休止しています。

○松原市図書館条例

昭和52年4月19日条例第17号

(設置)

第1条 本市は、市民の読書及び図書館資料に対する要求にこたえる目的をもって、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第2条にいう松原市民図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

2 図書館は、別表第1に掲げる施設によつて構成する。

(職員)

第2条 図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専門職員(司書・司書補)
- (3) その他必要な職員

(図書館協議会)

第3条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(読書活動への協力)

第6条 図書館は、市民が自主的に運営する読書活動に対し、その独自性及び役割を尊重するとともに、図書の貸出し等の協力を行うことができる。

(集会室の目的外使用料)

第7条 図書館の集会室を法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 使用料は、第1号の場合にあつては免除し、第2号の場合にあつては減額又は免除する。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。
- (2) 市長が前号に準ずる公益上の必要があると認めるとき。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付する。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなつたとき。
- (2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(複写機使用料)

第8条 図書館に附属する複写機を使用する者は、1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第5号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第29号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第5号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和55年規則第20号で昭和55年7月5日から施行)

附 則 (昭和56年条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和56年規則第12号で昭和56年5月20日から施行)

附 則 (昭和57年条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和57年規則第13号で昭和57年5月5日から施行)

附 則 (昭和58年条例第10号)

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和58年規則第26号で昭和58年5月31日から施行)

附 則 (昭和59年条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和59年規則第12号で昭和59年5月26日から施行)

附 則 (昭和60年条例第16号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和60年規則第20号で昭和60年5月21日から施行)

附 則 (昭和63年条例第3号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和63年規則第10号で昭和63年6月10日から施行)

附 則 (平成2年条例第13号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成3年規則第1号で平成3年3月12日から施行)

附 則 (平成4年条例第17号)

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による松原都市計画事業河内天美駅東部土地区画整理事業についての換地処分公告があつた日の翌日から施行する。(公告があつた日=平成4年8月5日)

附 則 (平成5年条例第17号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

する。（平成5年規則第33号で平成5年11月23日から施行）

附 則（平成6年条例第13号）

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成12年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「松原市民図書館新町分室」を「松原市民新町図書館」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成12年規則第41号で平成12年5月12日から施行）

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
松原市民松原図書館	松原市田井城1丁目2番23号
松原市民松原南図書館	松原市岡5丁目11番19号
松原市民天美図書館	松原市天美東7丁目103番地
松原市民天美西図書館	松原市天美西1丁目18番28号
松原市民恵我図書館	松原市一津屋1丁目10番15号
松原市民三宅図書館	松原市三宅中3丁目17番15号
松原市民情報ライブラリー	松原市上田7丁目11番19号

別表第2（第7条関係）

	昼間			夜間	午後・夜間	全日
	午前	午後	午前・午後			
松原市民松原図書館	2,400円	3,200円	6,300円	3,200円	7,200円	10,300円
松原市民松原南図書館	1,200円	1,600円	3,100円	1,600円	3,600円	5,100円
松原市民恵我図書館	1,200円	1,600円	3,100円	1,600円	3,600円	5,100円

- 1 使用時間に関する昼夜間の別は、次のとおりとする。
午前 午前9時から正午まで
午後 午後1時から午後5時まで
夜間 午後6時から午後10時まで
全日 午前9時から午後10時まで
- 2 午後10時以後使用した場合は、1時間につき夜間使用料の20パーセントを別に徴収する。
ただし、1時間未満は1時間とみなす。
- 3 冷暖房時の使用は、使用料の40パーセントを別に徴収する。

○松原市民図書館管理運営規則

昭和52年4月19日教委規則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 個人貸出し（第8条—第10条）
- 第3章 団体（グループ）貸出し（第11条・第12条）
- 第4章 家庭文庫及び地域文庫への貸出し（第13条—15条）
- 第5章 身体障害者に対するサービス（第16条—第19条）
- 第6章 図書館職員（第20条・第21条）
- 第7章 図書館協議会（第22条—第25条）
- 第8章 図書館資料（第26条・第27条）
- 第9章 集会室の使用（第28条—第37条）
- 第10章 図書館資料の複写（第38条・第39条）
- 第11章 細目（第40条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、松原市図書館条例（昭和52年条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、松原市民図書館（以下「図書館」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の趣旨に基づき、次の事業を行う。

- （1） 図書館資料（以下「資料」という。）の収集及び整理
- （2） 読書案内及び予約を含む資料の貸出し
- （3） 読書相談、調査研究に対する資料の提供及び書誌案内
- （4） 読書会を始め市民の読書生活及び学習活動を豊かに発展させるための各種行事の主催及び援助
- （5） 障害者及び高齢者並びに病院福祉施設等へのリーディングサービス、録音図書の出サービス及び配本事業
- （6） 分館、配本車等の効果的運営
- （7） 学校図書館及び公民館等との連絡提携
- （8） 図書館間の相互協力事業
- （9） 家庭文庫及び地域文庫への援助及び提携
- （10） 館報及び読書資料等の発行
- （11） その他図書館活動を推進するために必要な事業

（利用時間）

第3条 条例別表第1に規定する松原市民松原図書館の利用時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、午前10時から午後5時30分までとする。

2 前項に規定する図書館以外の各図書館の利用時間は、午前10時から午後5時30分までとす

る。

(休館日)

第4条 条例別表第1に規定する松原市民松原図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 年末年始(12月29日から翌年1月4日まで)
- (3) 毎月第3木曜日(資料整理及び職員研修の日)
- (4) 年間10日以内で館長が定める日(資料特別整理期間)

2 前項に規定する図書館以外の各図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日及び休日

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の資格)

第5条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 松原市民
- (2) 松原市内に通勤・通学する者
- (3) 本市と他の地方公共団体との間で締結した図書館の相互協力に関する協定に基づき利用することができる者とされている者
- (4) 館長が適当と認めた者

(利用の制限)

第6条 この規則に従わない者に対して、館長は、図書館の利用を制限することができる。

(損害の弁償)

第7条 図書館の資料又は施設に対して損害をもたらした場合においては、現品又は館長の指定する代価を弁償させることができる。

第2章 個人貸出し

(登録)

第8条 第5条に定める資格を有する者は、別に定める申込書に記入、提出することによつて、誰でも登録することができる。

(図書利用カード)

第9条 館長は、前条の登録者に図書利用カードを交付する。

- 2 図書利用カードの有効期間は、第5条に規定する資格を喪失するまでとする。
- 3 図書利用カードを紛失したときは、速やかに届け出るとともに、再交付の手続をしなければならない。
- 4 前項の手続を行わず、図書利用カードが登録者以外の者によつて使用され、損害が生じた場合、その責任は、登録者本人が負うものとする。

(貸出冊数・期間及び期間の延長)

第10条 図書の貸出冊数は、別に定めるところによる。

- 2 貸出期間は、1回につき2週間以内とし、他者の利用を妨げない限りにおいて、1回だけ延長することができる。
- 3 図書以外の資料については、館長が別に定める。

第3章 団体(グループ)貸出し

(登録)

第11条 団体又はグループで貸出しを希望する者は、別に定める申込書に記入、提出することによつて、登録することができる。

(貸出冊数と期間)

第12条 貸出冊数は、その構成員数に応じ、構成員1人につき2冊を限度として館長が別に定める。ただし、学校で貸出しを希望する者にあつては、この限りでない。

2 貸出期間は、1回につき6月以内とし、月1回必要冊数を交換することができる。

第4章 家庭文庫及び地域文庫への貸出し

(文庫に対する基本的態度)

第13条 家庭文庫及び地域文庫(以下「文庫」という。)は、市民が自主的に運営する市民自身の図書館であり、図書館はその独自性及び役割を尊重するとともに、資料貸出し等の援助を行う。

第14条 文庫を開設し、図書館から資料の貸出しを希望する者は、別に定める申込書に必要事項を記入の上、館長に提出する。

2 館長は、前項における申込者との協議に基づき、登録を受け付ける。

(貸出冊数と期間)

第15条 貸出冊数と期間については、文庫の実状に応じて、館長が別に定める。

2 月1回、必要冊数を交換することとする。

第5章 身体障害者に対するサービス

(肢体不自由者に対するサービス)

第16条 障害者等何らかの身体的条件によつて、図書館の利用が困難な市民に対し、その希望に応じて自宅又は施設等へ配本する。

(利用の方法)

第17条 前条の制度を利用しようとする者は、電話、郵便等又は代理人によつて登録することができる。

(視覚障害者に対するサービス)

第18条 視覚障害により図書、雑誌等(すみ字本)を利用できない市民に対し、その希望に応じてリーディングサービス及び録音図書の貸出サービスを行う。

(利用の方法)

第19条 前条のサービスを利用しようとする者は、電話、郵便等又は代理人によつて登録することができる。

2 リーディングサービスについては、朗読希望図書をあらかじめ提示し、朗読予定日時を予約することができる。

3 朗読時間は、1人につき週1回2時間を限度とする。

4 録音図書の貸出サービスについては、希望の録音図書を予約することができる。

5 貸出冊数は、無制限とし、貸出期間は4週間以内とする。

6 貸出方法は、本人又は代理人による来館、郵便等による送付又は配本貸出しのいずれかを選ぶことができる。

第6章 図書館職員

(専門的業務に関する研修)

第20条 職員は、その職責を遂行するため、専門的業務に関する研修に努めなければならない。

(貸出記録等の守秘)

第21条 職員は、貸出記録その他個人の秘密に関する記録を外部に漏らしてはならない。

第7章 図書館協議会

(所掌事項)

第22条 松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館事業について、館長に意見を述べることができる。

(会長)

第23条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第24条 協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 定例会 年6回以内

(2) 臨時会 会長が必要と認めたとき。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

4 会議の議長は、会長がこれを務める。

(事務局)

第25条 協議会の事務局は、図書館に置く。

第8章 図書館資料

(定義)

第26条 図書館の資料は、次のとおりとする。

(1) 図書、新聞及び雑誌

(2) 郷土資料及び行政資料

(3) 視覚障害者のための大活字本及びさわる絵本

(4) 視聴覚資料並びに点字及び点訳資料

(5) その他必要な資料

(寄贈及び委託)

第27条 資料の寄贈及び委託については、他の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

第9章 集会室の使用

(使用の申請)

第28条 条例第7条の規定により使用の許可を受けようとするものは、松原市教育委員会施設予約システムの利用者登録等に関する規則（平成15年教委規則第1号）第5条の規定により準用する松原市施設予約システムの利用者登録等に関する規則（平成15年規則第3号）第5条の規定による利用者登録及び利用者コードの交付を受けた上で、施設予約システム（以下「システム」という。）により使用日の前日までに委員会に申請しなければならない。

2 前項の場合において、使用日の属する月の前3月を超えるものは、受け付けない。

(利用者の決定)

第29条 利用者の決定は、次の各号に掲げる申請について、当該各号に定めるところにより行

う。

(1) 使用日の属する月の3月前の1日から10日までの間になされた申請その翌日から15日までの間にシステムによる抽選で決定

(2) 前号以外の申請 受付順により決定

2 前項第1号のシステムによる抽選により利用者と決定されたものは、使用日の属する月の3月前の16日から末日までの間に、システムにより利用確認処理を行わなければならない。この場合において前段の処理が行われなかったときは、委員会は利用する意思がないものとして取り扱うことができる。

(使用の許可)

第30条 前条第1項第2号の規定により利用者として決定し、又は同条第2項の規定により確認処理がなされたときは、委員会は、システムにより使用許可を行うものとする。

(使用の制限)

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用を取り消し、若しくは制限することができる。

(1) 商品販売等の営利を目的とするとき。

(2) 市外の団体が使用するとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

(4) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(5) 図書館が主催する事業又は緊急やむを得ない事情により教育委員会が使用する必要があるとき。

(使用料の減免)

第32条 障害者が使用する場合の集会室の使用料は、条例第7条第2項の規定により全額免除するものとする。

(使用料の納付)

第33条 条例第7条に規定する使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第34条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第35条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用許可のない設備を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 使用後の整理、整頓及び原状回復を行うこと。

(4) 使用者が使用の違反行為により使用の許可を取り消されたとき又は使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用施設を原状に復して返還すること。

(5) その他館長の指示に従うこと。

(使用時間)

第36条 集会室の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

(使用のできない日)

第37条 集会室の使用できない日は、図書館の休館日とする。ただし、図書館が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に使用できない日とすることができる。

第10章 図書館資料の複写

(使用料)

第38条 条例第8条第1項の使用料の額は、1枚につき10円とする。

(著作権のある図書館資料の使用上の責任)

第39条 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、すべて当該使用者がその責めを負うものとする。

第11章 細目

(施行の細目)

第40条 この規則に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年教委規則第3号)

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例(昭和55年条例第5号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第2号)

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例(昭和56年条例第8号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年教委規則第6号)

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第10号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和59年教委規則第2号)

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例(昭和59年条例第8号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和60年教委規則第2号)

この規則は、昭和60年5月21日から施行する。

附 則 (昭和63年教委規則第1号)

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例(昭和63年条例第3号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成元年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第5号）

この規則は、松原市民図書館条例の一部を改正する条例（平成5年条例第17号）の施行の日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松原市民図書館管理運営規則の規定は、施行日以後の使用について適用する。

附 則（平成12年教委規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、松原市民図書館条例の一部を改正する条例（平成12年条例第11号）のうち別表第1の改正規定（「松原市民図書館新町分室」を「松原市民新町図書館」に改める部分に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年2月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に施行日以後の図書館の使用に関しなされた手続その他の行為は、改正後の松原市民図書館管理運営規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成15年教委規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第21号）

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第19条第5項の規定により貸出を受けている者に対する貸出冊数及び貸出期間については、改正後の第19条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第31条の規定は施行日以後に使用の申請があったものから適用する。

○松原市民松原図書館集会室に係る自習室利用事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松原市民松原図書館集会室を自習室として開放する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、市民等が学習の用に供する活動の推進に寄与することを目的とする。

(事業の実施期間及び時間)

第2条 事業の実施期間は、松原市民図書館管理運営規則（昭和52年教委規則第2号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第3項に定める休館日を除く、松原市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教委規則第1号）第2条第1項第2号アからウまでに規定する休業日とし、事業の実施時間は、規則第3条第1項に定める利用時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは臨時に事業を実施又は休止することができる。

(事業の利用申請及び許可)

第3条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会に、自習室開放事業利用申請書（様式第1号）により申請し、利用の許可を受けなければならない。

2 委員会は、事業の実施に支障があると認めるときは、利用の許可をしないことができる。

(禁止行為)

第4条 利用者は、自習室内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者の迷惑となる行為

(2) 規則第26条に規定する図書館の資料を許可なく持ち込む行為

(許可の取消)

第5条 教育委員会は、利用者が前条の禁止行為をしたときは、当該利用者に係る事業の利用許可を取り消すことができる。

(実施の細目)

第6条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

まつばら しきょういく いんかい どの
松原市教育委員会 殿

じしゅうしつりようしんせいしよ
自習室利用申請書

じしゅうしつ りよう まつばらしみんまつばらとしょかんしゅうかいしつ かか じしゅうしつりようじぎよう
自習室の利用について松原市民松原図書館集会室に係る自習室利用事業
じっしよこうだい じよう きてい しんせい
実施要綱第 3 条の規定により申請します。

	No.
りようねんがっぴ 利用年月日	ねん がつ び 年 月 日
じゅう しょ 住 所	
し めい 氏 名	
く ぶん 区 分	しょうがっこう ねんせい 小学校 年生 ちゅうがっこう ねんせい 中学校 年生 こうこう ねんせい 高校 年生 その他（ ）
び こう 備 考	

○松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松原市民図書館が取り扱う電子書籍（インターネットを通じた利用が可能とされた電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）の利用に関することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 電子書籍を利用できる者は、松原市民図書館管理運営規則（昭和52年教委規則第2号。以下「規則」という。）第5条第1号又は第2号に該当する者のうち、規則第9条第1項に規定する図書利用カードの交付を受けたもの（以下「対象者」という。）とする。

(利用申請)

第3条 電子書籍を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 氏名（ふりがな）
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 図書利用カード番号
- (6) 電話番号
- (7) F A X番号（F A Xにより申請する場合に限る。）
- (8) その他教育委員会が必要と認める事項

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請者に利用パスワードを交付するものとする。

3 第1項の規定は、申請者が利用パスワードを紛失した場合における利用パスワードの再発行の申請に準用する。

(利用期間等)

第4条 前条第2項の規定により、利用パスワードを付与された者は、電子書籍を利用する際、当該利用パスワードを所定の手順に従って入力しなければならない。

2 電子書籍は、1人につき3点まで利用することができる。

3 電子書籍は、1回2週間まで利用することができる。ただし、他者の利用を妨げない限りにおいて、2週間を限度として延長することができる。

4 前項の規定にかかわらず、電子書籍の利用に係る業務の全部又は一部が休止されたときは、当該休止された期間は、前項の期間に算入しない。

(業務の休止)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用に係る業務の全部又は一部を休止することができる。

- (1) 電子書籍の利用に係る設備の保守点検、更新等を行う必要があるとき。
- (2) 天災地変その他不可抗力により電子書籍の利用に係る設備が損傷したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が電子書籍の利用に係る業務を中止する必要

があると認めたとき。

(実施の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、電子書籍の利用に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

○松原市民プラネタリウム館条例

昭和55年4月1日条例第6号

(設置)

第1条 本市は、プラネタリウムを用いて天体運行等を照写し、もって市民が天体に親しみ、知識と情操を深める場を提供するため、プラネタリウム館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラネタリウム館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松原市民プラネタリウム館
- (2) 位置 松原市田井城1丁目2番23号

(管理及び運営)

第3条 プラネタリウム館の管理及び運営は、松原市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(観賞料の徴収)

第4条 プラネタリウム館で観賞しようとする者は、別表に定める額の観賞料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本市の設置する幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒が学校園教育の一環として団体で観賞するときは、無料とする。

(観賞料の減免)

第5条 市長が公益上の必要があると認めるときは、観賞料を減額し、又は免除することができる。

(職員)

第6条 プラネタリウム館に必要な職員を置く。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和55年規則第20号で昭和55年7月5日から施行）

別表

	個人	団体（30人以上）
大人	100円	80円
小人（中学生以下）	50円	40円

○松原市民プラネタリウム館管理運営規則

昭和55年5月8日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、松原市民プラネタリウム館条例（昭和55年条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき松原市民プラネタリウム館（以下「プラネタリウム館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 プラネタリウム館は、次の事業を行う。

- (1) 一般投映 一般市民を対象に、四季の天体現象や星座等を投映し、情操教育の充実を図る。
- (2) 学習投映 児童・生徒を対象に、宇宙・地球の起源・構造並びに天体運動を投映し、天文知識の正確性を図り、理科学習の向上を図る。

(観賞の申込み及び許可)

第3条 「プラネタリウム館」の使用許可は、第4項に定める場合を除き入場券の交付をもって使用の許可とみなす。

- 2 条例第4条第2項の規定により無料で観賞するときは、当該学校園長によるプラネタリウム観賞許可申請書（兼許可書）（別記様式）を提出しなければならない。
- 3 条例第5条に規定する観賞料の減免については、次のとおりとし、これらのもの（個人使用を除く。）が観賞しようとするときは前項の例によるものとする。
 - (1) 本市所在の公私立保育園及び私立幼稚園の園外保育で使用するとき。 全額免除
 - (2) 障害者（必要な介護者を含む。）が使用するとき。 半額減額（団体又は組織の使用にあつては全額とすることができる。）
- 4 前2項の規定により観賞しようとするものは、観賞しようとする日の前日から60日前までに教育委員会に申請を行い、その許可を受けなければならない。

第4条 小人が団体で観賞するときの引率者は、団体料金の小人扱いとする。

(観賞できる定員)

第5条 1回の投映で観賞できる定員は100名とする。

(観賞者の遵守事項)

第6条 プラネタリウム館に入場しようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 開演中の入場はできないので、必ず開演前には到着し、手洗いなどの用を済ませておくこと。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 他の見学者や解説者の迷惑にならぬように騒いだりむだ話しをしないこと。
- (4) 投映機等、機器・設備には一切手を触れないこと。
- (5) 体の不自由な人以外エレベーターを使用しないこと。
- (6) 特に指示されたり、緊急の場合以外投映中に館外へ出ないこと。
- (7) その他係員の指示したこと。

(開館時間)

第7条 開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、投映回数及び時間につ

いては別に教育長が定める。

(休館日)

第8条 プラネタリウム館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は、臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 元日を除く国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）
- (4) 毎月第3木曜日（プログラム作成及び職員研修の日）。
- (5) 機器及び設備、保守点検日（年間10日以内）

(施行の細目)

第9条 この規則に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和56年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定は、施行日以後の使用について適用する。

附 則（平成15年教委規則第7号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年2月15日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定によりされた申請、許可その他の行為は、改正後の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。

附 則（平成24年教委規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

別記様式(第3条関係)

年 月 日

プラネタリウム観賞許可申請書(兼許可書)

松原市教育委員会殿

住 所

学校園の名称

学校園長

印

松原市民プラネタリウム館管理運営規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

観 賞 年 月 日	年 月 日			
観 賞 時 間	午 前		午 後	
	～		～	
観 賞 予 定 人 員	大 人	人	引 率 責 任 者 氏 名 及 び 連 絡 先 電 話 番 号	TEL()
	子 ども	人		
観 賞 目 的				
上記申請のとおり許可しますので、当日は午前・後 時 分までにお越しく ださい。 年 月 日 松原市教育委員会 印				

○松原市図書館適正配置等検討委員会規則

平成23年4月1日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市図書館適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本市における市民図書館の適正配置等に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 松原市民図書館協議会委員
- (3) 市民
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任された日から当該委員に係る第2条の所掌事項の審議が完了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部市民図書館において行う。

(委任)

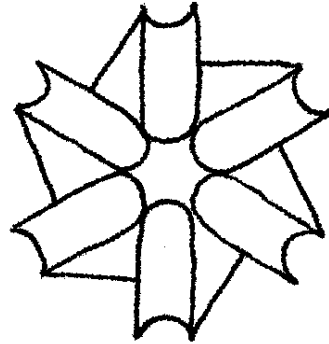
第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月12日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。



編集・発行 松原市民図書館

〒580-0044

大阪府松原市田井城1-2-23

TEL 072-334-8060

FAX 072-330-1475

2015. 7